

社会保障審議会介護給付費分科会ヒアリングに係る意見

協会の概要

1. 目的

本協会は、日常生活を営むのに支障のある全ての高齢者や、障害者の自立支援・生活支援及び介護負担の軽減の為に、福祉用具を供給する民間事業者が健全な経営を図りつつ倫理的自覚に基づき、関係する公的機関や関係団体と連携協力しながら、利用者を尊重した総合的供給体制の強化を図っていく。また、供給する各種サービスの質的向上に努めるとともに福祉用具の普及促進、利用者情報の研究開発への反映など、事業を通じて総合的な介護システムの増進に資すること、ひいては地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

2. 組織構成

- 全国 10 支部（北海道、東北、北関東、南関東、東京、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄）
- 47 ブロック（47 都道府県）として組織化
- 役員 理事 33 名 監事 2 名
- 会員数 正会員 521 社 賛助会員 40 社（平成 17 年 10 月現在）

3. 活動内容

- (1) 福祉用具に関する調査研究
- (2) 福祉用具供給事業従事者に対する教育・研修
- (3) 福祉用具に関する知識の普及啓発
- (4) 行政機関、関係団体等との連携及び協力並びに協会組織の強化充実
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

意見内容

○ 福祉用具の有用性について

- (1) 福祉用具は要介護高齢者等が住みなれた地域における、在宅での自立支援を支え、介護者の介護負担を軽減させる上で大切な役割を果たしている。
- (2) また、要介護者等が車いす等の福祉用具を自ら操作し、人の手を借りず地域社会で活動することを可能にするなど、生活の質（QOL）の向上に重要な役割を果たしている。
- (3) マンパワーの代替として有効活用を図ることにより、財源の削減効果にもつ

ながる。

- (4) 介護家族や介護サービス従事者の腰痛予防となることから、労働安全衛生問題の防止に寄与できる。

具体的要望事項

1. 介護給付における福祉用具の対象種目について

「福祉用具選定の判断基準」をもって、要介護度別に一律給付外とすることは反対します。

- ① 「福祉用具選定の判断基準」(通知)の「はしがき」では、「・・・本基準で示しているものは、福祉用具の選定を行う場合の標準的な目安(ガイドライン)であって、本基準に示す福祉用具の使用が想定しにくいとされている場合であっても、個別の利用者の環境や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある」とされています。このように福祉用具は利用者の身体状況、生活状況、住環境等を総合的に勘案して使用されるものであり、要介護度別に一律に給付対象外とすることは、本来、福祉用具を必要とする人にとって、利用が制限されることになります。
- ② 「福祉用具選定の判断基準」(通知)により、福祉用具貸与給付の伸び率は明らかに減少しており、福祉用具給付の適正化は図られています。

2. 予防給付における福祉用具貸与の対象品目の見直しについて

予防給付においても、介護給付と同様の種目・品目を対象とすることが必要です。

- ① 予防給付は、「していない生活行為」を「する生活行為」とするためのものと理解しています。福祉用具は補装具や日常生活用具としても公的給付の対象となっており、介護の状態像にかかわらず高齢者や障害者の自立支援に効果を発揮しています。
- ② サービス担当者会議の徹底や「福祉用具選定の判断基準」により給付の適正化が図られ、とくに現行の「要支援」「要介護1」においては不適切な使用事例はほとんど見られなくなっています。

- ③ 予防給付において、利用者の生活機能を向上させるためには、自立支援に有効な福祉用具を積極的に活用する必要があり、給付対象種目や品目を現状どおりとすることが必要と考えます。
- ④ 一方、不適切な福祉用具の使用による廃用症候群を防止するためには、関係職種によるサービス担当者会議で合議されたケアプラン及びサービス利用票に導入理由を明記することが必要と考えます。

3. 福祉用具の価格について

福祉用具に関する情報の公開をすすめ、利用者がより質の高い福祉用具貸与事業所を選択できるような環境整備を進めるべきである。

- ① 福祉用具貸与のサービスコストにおける福祉用具減価償却費の占める割合は低く、コストのかなりの部分は人件費です。相談、配送・回収、消毒といった多くのプロセスを伴う福祉用具レンタルは、人件費率が高い業務形態であり、福祉用具の価格は、貸与事業所の事業規模、利用者数、立地条件等により異なるものです。(図参照)
- ② 介護給付費実態調査においても福祉用具種目別貸与の平均費用額は減少しており、また、東京都の調査においても価格は画一化されておらず、市場原理が働いていると考えます。
- ③ 福祉用具に関して使用限度額を設けると、価格が硬直化するとともに、新たな福祉用具の開発が抑制されることが予想されます。
- ④ したがって、利用者本位（自己選択）の視点からも、福祉用具の価格とともにサービス内容の情報公開を推進することがもっとも重要であり、福祉用具給付について上限価格の設定や給付率の変更には反対します。

4. 福祉用具専門相談員の関与について

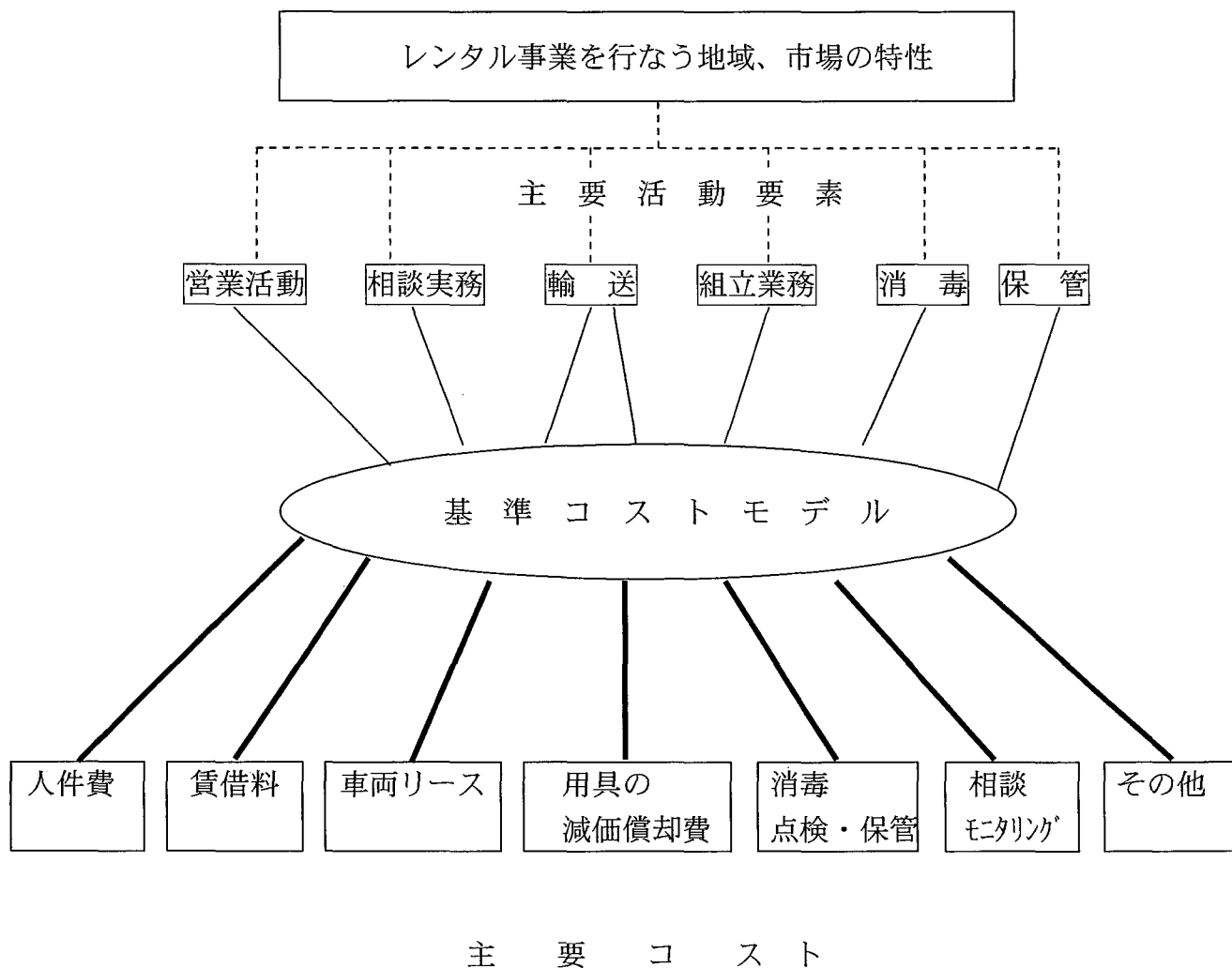
福祉用具貸与サービスの指定要件である、専門職の必置は厚生労働省で定める福祉用具専門相談員となっています。

現行の福祉用具専門相談員に、介護予防も含めた新たな個別ケアマネジメントに対応出来る上乘せの専門研修を実施し、介護予防におけるケアプラン及びサービス利用票の導入理由を明記するにあたっては福祉用具専門相談員との連携を密にする仕組みにして頂きたい。

5. 労働安全衛生に関する労災問題発生予防について

重度者の在宅生活支援が進むなか、介護従事者の腰痛等の発症などを防止することが不可欠で、介護従事者の労働災害防止や医療費削減の観点からも、一定以上の重量の持ち上げに関して移動・移乗用具の活用を義務づける基準等の整備をお願いします。

(図) 福祉用具レンタルサービス標準コストモデル



(出典：平成11年3月「福祉用具レンタルサービスのコスト構成要素とその地域差についての調査研究報告書」 社団法人日本福祉用具供給協会)